

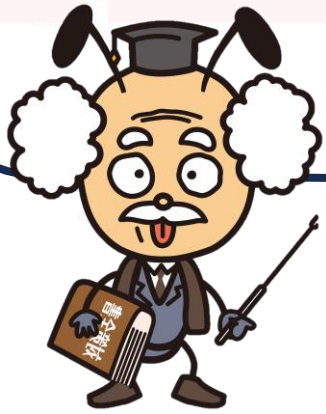


不要品回収サービスのトラブルに注意!

不要品の回収をインターネット広告やチラシ・マグネット広告等で知った業者に依頼したところ

- 「作業後に高額な料金を請求された」
- 「定額パックのはずが追加費用を請求された」
- 「高額なキャンセル料を請求された」

などのトラブルが起きています。



ワンポイントアドバイス



え!?!
広告の料金と違う!



◆ 不要品の処分は、お住まいの市町村が提供する窓口に余裕を持って依頼しましょう。

一般家庭から出る廃棄物は市町村の統括的な責任の元で適正に処理する必要があります。不要品は市町村が案内するルールで処分しましょう。

◆ 市町村以外に不要品の処分を依頼する場合は「一般廃棄物処理業者」に依頼しましょう。

一般廃棄物処理業の無許可業者は「定額パック〇〇円」「トラック詰め放題××円～」などと安価な料金を広告していますが、基本料金の他に人件費や廃棄費用等、様々な名目で追加料金が発生し、高額な料金を請求されてトラブルになっています。

不要品の回収を市町村以外に依頼する場合は、市町村のホームページ等で一般廃棄物処理業の許可業者を探し、複数社から見積りを取り、追加料金がかからないことなどを十分に確認したうえで依頼しましょう。

◆ 事前の見積りとは異なる高額な料金を請求された場合は、支払を断りましょう。

当日は作業前に改めて作業内容を確認しましょう。見積りの料金や作業内容からの変更を提案されて納得できない場合は、作業前にきっぱり断りましょう。

作業中や作業後に、事前に聞いていない高額な料金を請求された場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払を断りましょう。

※ 見積りのために呼んだ業者とその場で契約した場合や、広告等の表示額と実際の請求金額が大きく異なる場合などは、クーリング・オフ等が適用できる可能性があります。

契約トラブルなど「こんなのアリ?」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【消費者ホットライン】 ^{いやや}☎188 (お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

【相談専用電話】 宮崎県消費生活センター 0985-25-0999
 都城支所 0986-24-0999
 延岡支所 0982-31-0999

